



かんとうげちじょう
関東下知状 (重要文化財)

1 軸

1313 (正和2) 年7月20日

縦33.5cm 横3.29m

もう三十年も前のこと。京都の冷泉家に伝えられた数多の書物の存在が公になった。それは同家の父祖である歌聖藤原定家の自筆本をはじめとする貴重な典籍で、大いに世間の耳目を集めたのである。

『関東下知状』は鎌倉幕府が発給した裁判の判決文である。この裁判は冷泉家の創立を左右するきわめて重要なものであった。そのため当事者である阿仏尼は鎌倉へ下るのだが、その折のことを綴ったのが『十六夜日記』である。

俊成・定家・為家と続いた「和歌の家」も次の代には三家に分立する。その際、嫡子

為氏と冷泉家の祖となる異母弟為相間に、播磨国細川荘の相続問題が浮上する。話がつれたのは父為家の遺言にある。それは一度為氏に譲与したこの荘園を「悔い返し」て為相に譲るというもの。

父の没時、為相はわずか十三歳。幼いわが子為相のため、母阿仏尼は京都で孤軍奮闘する。だが天皇や上皇に信任厚い為氏が相手であってはまったく埒が明かなかった。

「悔い返し」とは一旦与えた遺産を取り戻すこと。元來これは武家法が認めた権利である。そこで阿仏尼は意を決して幕府に訴えを起こすのであ



る。その後、裁判は延々と続き、ようやく一三一三年、この判決が下り為相に軍配が上った。その間、実に四十年に近い。すでに阿仏尼はこの世の人ではなかった。

もしこの阿仏尼の蹴起がなければ、冷泉家はどうなっていたか。そして数多の貴重な典籍の行方は。そう考えるとこの判決文のもつ歴史的な意味は相当に深いといえよう。

(天理図書館 岸本眞実)

天理図書館のお知らせ Tel:0743-63-9200 <http://www.tcl.gr.jp/>
平日(午前9時～午後5時半) 土・日・祝(午前9時～午後4時半)
ただし1月1～6、26、29日は休み
(本欄にて紹介した名品の閲覧については係へお尋ねください)